

1 補助対象経費について

<留意事項>

- ・ 交付決定後に発注し、事業実施期間内に支払いを終えるものが補助対象となります。分割払いは期間内に支払う分のみが対象となります。クレジットカード払いは、決済日ではなく、口座からの引き落とし日をもって支払日とみなします。

なお、各種決済手段によって、ポイント等が付与される場合は、付与ポイント相当額は補助対象経費から除外します。

- ・ 商品やサービスの販売については、テスト販売を目的とした生産に係る経費（原材料費や製造委託料など）は補助対象となりますが、本格的な販売の生産に係る経費は対象外となります。

※テスト販売…試作品や新商品を限定された期間などで不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための販売。

(例)・展示会等のブース出展を通じたテスト販売

- ・ 補助事業者が所有または借り上げた販売スペースを活用したテスト販売
- ・ ECサイト（クラウドファンディングを含む。）を活用したテスト販売
- ・ 各対象経費は次のとおりですが、対象経費となるか判断がつかない場合は事前に御相談ください。事後的に報告があった場合は、対象外経費となる場合があります。

経費項目	内容
人件費	展示会・商談会等に係る人件費 ※固定費としての人件費は補助対象外 ※規程に基づく日当や、短期的な販売員派遣費用などは補助対象
報償費	外部の専門家に支払う経費 ・金額が社会通念上妥当であることが必要
旅費	出張または外部専門家の招へい等に要する交通費、宿泊費 ・事業遂行における必要最小限の人数とすること ・合理的、経済的な経路、交通手段によること（交通手段によっては、行程表が必要。） ・バック料金、割引料金等も対象 ・旅程に他の業務が含まれている場合は採択事業に係る分のみ ・飛行機を使用した場合は航空券の半券が必要 ・やむを得ない理由でキャンセルした場合のキャンセル料は対象（理由書が必要） ・ガソリン代及び高速道路使用料金は、本事業のために使用した分のみ ※グリーン車、ビジネスクラス等の加算された料金は対象外 ※ホテルのスイートルーム等の必要以上に高額と判断される宿泊料は

	<p>対象外</p> <p>※ガソリン代については、出発日または前日に満タン給油をして、帰着日または翌日に再度満タン給油をすること</p>
消耗品費	取得価格が5万円未満のもの
印刷製本費	<p>チラシ、パンフレット、カタログ等の印刷・製本にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択事業実施者が対外的に使用するものが対象 ・採択事業以外の内容を含む場合は採択事業に係る分のみ ・完了報告の際に成果物が必要
郵便料	切手代等
手数料	<p>弁理士費用、翻訳費用等</p> <p>※振込手数料や割賦手数料など支払いに附随するものは対象外</p>
広告料	<p>テレビ等での広告掲載費、展示会への出展費、賞への応募費用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択事業以外の内容を含む場合は採択事業に係る分のみ
運搬料	運送料、荷造費等
委託料	<p>採択事業実施者が他の事業者へ委託する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託内容を契約書や仕様書等で明らかにすることが必要 ・採択事業実施者に成果物等が帰属することが必要
使用料・賃借料	<p>会場使用料、機器・備品等のレンタル料、リース費用等</p> <p>※建物等の賃貸借に係る保証金、敷金、礼金等は対象外</p>
原材料費	試作品の開発や試験等にかかる経費（自身で生産しているものは除く）
備品購入費	<p>機器・備品等の購入費（1点5万円以上のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金を充当できる上限額は、設備の整備費と合わせて、原則として2年度で100万円 ・購入した備品等を処分制限期間内に処分する場合は、市の承認を得ること。処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）のとおり
設備の整備費	<p>機器材の購入、修繕等に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金を充当できる上限額は、備品購入費と合わせて、原則として2年度で100万円 ・購入した機器材等を処分制限期間内に処分する場合は、市の承認を得ること。処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）のとおり
その他	<p>販売促進活動に必要な経費で上記のいずれも該当しない経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず事前相談が必要

2 収益納付について

(1) 収益納付の取り扱い

補助事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により、自己負担額を超える収益（収入から経費を引いた額）が生じた際、補助金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を返納していただく場合があります。これを収益納付といいます。

本補助金では、採択事業実施期間内に、補助金を活用して直接的に生じた収益が自己負担額を超えた場合、交付すべき補助金額から相当する金額を差し引いて交付する取り扱いとなります。

（直接的な収益の例）

- ・補助金で購入した原材料で生産した商品のテスト販売による収益
- ・補助金で構築した EC サイトを通じて販売した商品による収益
- ・補助金により出展した展示会で販売した商品による収益

※「商品の生産やサービスの提供に直接関わりをもたない備品の購入」、「チラシの作成」、「ホームページの作成・改良（EC サイト構築を除く）」、「広告の掲載」などは、補助金と収益との因果関係が必ずしも明確でないため、補助金により直接生じた収益には該当しないと考えます。

(2) 収益納付に該当する場合の補助金確定額の算定

完了報告時に総事業費（補助対象外経費を含む）から補助金交付決定額を差し引き、自己負担額を算出します。別途計算した補助金から直接生じた収益が、自己負担額を超えた場合、その差額相当額を補助金交付決定額から差し引き、補助金確定額とします。

（例）①直接的な収益があり、収益納付が生じる場合

総事業費：400 万円（補助対象外経費 100 万円、補助対象経費 300 万円）

補助金交付決定額：160 万円（上限額）

直接収益：300 万円（収入から経費を引いた額）

この場合、自己負担額は総事業費 400 万円－交付決定額 160 万円＝240 万円と算出されます。一方で、直接収益は 300 万円であり、自己負担額を 60 万円上回ります。したがって、160 万円－60 万円＝100 万円が補助金確定額となります。

②直接的な収益があるが、収益納付が生じない場合

総事業費：400 万円（補助対象外経費 100 万円、補助対象経費 300 万円）

補助金交付決定額：160 万円（上限額）

直接収益：200 万円（収入から経費を引いた額）

この場合、自己負担額は総事業費 400 万円－交付決定額 160 万円＝240 万円と算出されます。一方で、直接収益は 200 万円であり、自己負担額を下回ります。したがって、収益納付は生じず、交付決定額 160 万円がそのまま補助金確定額となります。